



## MEDICAL OFFICE

医療の最前線からのワンポイントアドバイス

看護医療学部 専任講師

石川志麻 いしかわしま

# 虐待予防のためにあなたにもできること

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）が施行されて20年となります。2018年の統計では児童相談所における児童虐待相談対応件数は約16万件に上り、内訳は「心理的虐待」が約半数を占めています。心理的虐待とは、大声や言葉で脅したり、極端にきょうだい間差別をしたり、子どもの自尊心を著しく傷つけるなどの行為の他、見ているところで家族に暴力を振るう行為、いわゆる「面前DV」が含まれます。面前DVは、子どもに心理的な負荷をかけて成長に悪影響を与え、児童虐待防止法2004年改正時に心理的虐待の一部と定められました。虐待は子どもの心身の傷となるだけでなく、健やかな成長発達を妨げ、子どもの将来にも関わる問題なのです。

虐待は容認されるものではありませんが、虐待をしている本人も傷ついていた

り、パワールースに陥っていて支援が必要なのことがあります。本当に困っている時には自分が困っていることに気づけなくなっていたり、病気が原因となることもあります。その一つに産後うつがあります。

産後うつは初期の母子関係や子どもの社会・情緒・行動発達に負の影響があることが分かっており、虐待予防の観点からも支援が大切です。産後うつは産後3カ月以内、特に1カ月前後に起こりやすいと言われています。産後うつになるリスクの高い方は「手伝ってほしい」というのが苦手な傾向があります。パートナーや、妊婦・産婦の知人は赤ちゃんだけでなく母になった方にも関心を向け、幸せな気持ちもつらい気持ちも共有してほしいと思います。

子どもの虐待について、児童相談所や区市町村の保健センターなどが相談機関となっていますし、子育てひろば等、子

どもと保護者が一緒に過ごせ、話せる場が予防的な役割を担っています。また望まない妊娠について保健所が相談に乗ってくれるなど、さまざまな機関が熱心に取り組みをしています。助けを必要としている人は自らそのような場につながる力が弱まっていることが多く、拒否的な態度で自衛することがあります。まずは皆さんが虐待について「正しく知る」ことから始めてみてください。

子ども虐待が起こる要因の一つとして、地域からの孤立が挙げられます。コロナ禍の今、あらためて地域生活について考えていく時が来ています。毎年11月は児童虐待防止推進月間です。皆さんが関心を向けることで救われる人がいます。お住まいの地域にあらためて関心を持っていただけたらうれしいです。

※ 出典：厚生労働省Webサイト [https://www.rnhw.go.jp/stf/houdou/0000190801\\_00001.html](https://www.rnhw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html)